

平成 28 年（行ウ）第 84 号  
 大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件  
 原告 光城 敏雄 外 4 名  
 被告 大東市水道事業管理者職務代理者

平成 29 年 10 月 31 日

## 証拠説明書（7）

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵

正 市



(主任) 弁護士 寺内 則雄



号証	標目 (原本・写の別)	作成者	立証趣旨
乙 42	設計書	原本 大東市水道局	本件入札の公告に当たり公表された実施要領（乙3）により入札参加予定者が入札時に必要な入札書と価格内訳書を作成するために購入する「設計図書等」のうちの「設計書」で乙16の金額が記載されていないものにして、同設計図書には積算の対象となる「建築付帯設備工事」（乙17）が抜けているので、入札参加者は同工事が入札の対象工事でないと認識していたこと。

号証	標　　目 (原本・写の別)	作成者	立　証　趣　旨
乙 43	灰塚配水場ポンプ室 築造工事 設計図 (全体)	写	同 上  乙 3 6 の全部の設計図にして、 「建築付帯設備工事」の図面はある が、入札参加予定者が購入した設計 書(乙 4 2)には「建築付帯設備工 事」の記載がないため、入札参加予 定者は同工事が入札対象工事でな く、別途入札あるいは追加発注され るものと認識していたこと。
乙 44	「変更設計書」(乙 1 7) の内訳書(抜粋)	写 大東市水道 局、株式会社 関西コンサル タント	乙 1 7 の「建築付帯設備工事」の 第 5 号内訳書にして、「細目及び形 状寸法」「数量」が記載されており、 これが判らなければ乙 4 3 の設計 図(図番 E 1 / 1, M 1 / 1。乙 3 6)だけでは入札に当たり価格内訳 書(入札金額)を作成できないこと。

以 上